

# 令和7年度第2回福島県総合計画審議会土地水対策部会

## 次第

日 時：令和7年8月1日（金）  
13時30分～

場 所：福島県庁 本庁舎5階 正庁

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 議事

- (1) 福島県水源地域保全条例（案）について
- (2) 福島県土地利用基本計画一部変更（案）について
- (3) その他

### 4 閉会

#### 【配布資料一覧】

- |     |                    |            |
|-----|--------------------|------------|
| 資料1 | 福島県水源地域保全条例（案）     | 意見及び県の考え   |
| 資料2 | 福島県水源地域保全条例（案）     | 条文要旨       |
| 資料3 | 福島県水源地域保全条例（案）     | 条文         |
| 資料4 | 福島県水源地域保全条例（案）     | スケジュール（予定） |
| 資料5 | 福島県土地利用基本計画        | 概要         |
| 資料6 | 福島県土地利用基本計画一部変更（案） |            |
| 資料7 | 福島県土地利用基本計画一部変更（案） | 変更手続きの流れ   |

# 令和7年度第2回福島県総合計画審議会土地水対策部会

## 出席者名簿

(五十音順・敬称略)

### 【委員】

氏名	役職	代理出席	備考
1 岩崎 優二	福島県弁護士会いわき支部弁護士		
2 菊地 裕	福島県農業会議専務理事兼事務局長		
3 立谷 秀清	福島県市長会会長(相馬市長)	常務理事兼事務局長 小松 信之	
4 丹治 俊宏	福島県森林組合連合会代表理事専務		
5 藤田 豊	輝く猪苗代湖をつくる県民会議理事長		
6 星 學	福島県町村会会長(下郷町長)	常務理事兼事務局長 安田 清敏	
7 村上 早紀子	福島大学経済経営学類准教授		

### 【水源地域保全 関係課】

所属	役職	氏名	備考
1 企画調整部	エネルギー課主幹	吉川 正大	
3 生活環境部	水・大気環境課主幹兼副課長	水口 昌郁	
4 農林水産部	農業担い手課主幹兼副課長	永島 一彦	
5 農林水産部	森林計画課主幹	眞壁 晴美	
6 農林水産部	森林保全課主幹兼副課長	橘 吉美	
7 土木部	都市計画課長	手塚 孝良	

### 【事務局】

所属	役職	氏名	備考
1 企画調整部	福島イノベーション・コースト構想推進監兼 政策監兼企画推進室長	佐藤 安彦	
2 企画調整部	土地水対策室長	佐藤 秀樹	
3 企画調整部	土地水対策室主幹	竹内 朋紀	

## 福島県水源地域保全条例（案） 意見及び県の考え

## 1 パブリックコメント等の結果

区分	意見数
パブリックコメント	5件（1個人）
市町村意見	2件（1市1村）
第1回土地水対策部会	4件（2委員） ※対応を検討するとしていたもの

## 2 意見及び県の考え

## (1) 背景

No	意見	県の考え
1	<p><b>【委員】</b></p> <p>憲法第14条の平等原則に照らし、明確な根拠を持たずして<b>憂慮される取引として「外国資本等による土地取引」と記載することは危険。</b></p> <p>過去の水源汚染事例が外国資本等だけによるものではないため、「<b>外国資本等による土地取引</b>」ではなく「<b>営利企業等による土地取引</b>」とすべき。</p>	<p>外国資本等による土地取引を懸念する声があるため、事実としてそのように記載していたもの。</p> <p>ご意見を踏まえ、パブリックコメント以降の資料からは「外国資本等」という表現は使用しないこととした。</p>

(2) 水源地域指定 (第7条)

No	意見	県の考え
1	<p><b>【パブリックコメント】</b></p> <p>水源地域の定義は「知事が指定した区域」とあるが、具体的な内容を土地水対策室に確認したところ、森林のある区域を大字単位で指定する方向で考えているとの説明を受けた。</p> <p><b>対象となり得る区域があまりに広すぎるのではないか。</b></p> <p>例えば、<b>保安林のうち知事が指定した区域などに限定すべき。</b></p>	<p>水循環基本法の理念に即し、水源の水質や水量が損なわれないよう施策を講じ、健全な水循環の維持に寄与することを、本条例の主たる目的としており、目的達成のためには、川や湖、ダムなどの公共用水の供給源である、水源涵養機能を持つ「森林の区域」の保全が重要であると考えます。</p> <p>また、「森林周辺の区域」についても、その土地の利用方法によっては周辺の森林へ影響を及ぼすおそれがあるため、保全することが重要であると考えます。</p> <p>これらの区域について県民や事業者へ明確に示すため、森林の区域をベースとして大字単位で指定する必要があるが、面積要件を設けることにより、対象は限定されるものと考えます。</p>
2	<p><b>【市町村】</b></p> <p>県境付近の市町村には、水源地域が県外に跨る箇所もある。</p> <p>福島県知事が指定できる区域は福島県内のみとなると思われるので、条例に、「<b>福島県外の自治体の水源地域については、本条例と趣旨を同じくする条例がある場合には、当該地域を本県と同様の保護地域に指定されるように協力を依頼する</b>」など、本条例と同様の保全が行われるような条項を追加してもらいたい。</p>	<p>本県の全ての隣接県については、既に水源地域を保全する条例を制定し、その県の考え方にに基づき、保全する地域をそれぞれ指定しているものと認識している。</p> <p>水源地域を保全する上で協力する必要が生じた際には、個別に調整することを検討する。</p>

(3) 届出(第8条)

No	意見	県の考え
1	<b>【パブリックコメント】</b> 新たな届出制度を設けるのではなく、森林法に基づく所有者変更届や不動産取得申告といった <b>既存の制度の情報を活用すべき。</b>	本条例は、森林法等で規定されていない「事前」の届出制度を設けるものであり、既存の制度では対応が困難と考える。
2	<b>【パブリックコメント】</b> 土地の面積が0.5ha未満ではなく、5ha未満とするなど、 <b>対象外となる面積を拡大すべき。</b>	小規模な土地取引は水源への影響が小さいと考えられるため、国土利用計画法上の届出に準じた面積要件を設けるもの。 ※ 国土利用計画法上、森林の存する区域は市街化調整区域、非線引都市計画区域、都市計画区域以外の区域に分けられ、各区域とも0.5ha未満は届出対象外としている。
3	<b>【パブリックコメント】</b> 森林所有者が森林を購入する場合を <b>対象外として追加すべき。</b>	水源涵養機能を持つ「森林の区域」及び「森林周辺の区域」の保全のためには、森林所有者（森林組合員である場合を含む）を含め幅広く届出を出していただき、その土地の利用目的等の情報を把握することが不可欠であるため、届出対象に含めることをご理解いただきたい。
4	<b>【パブリックコメント】</b> 「契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合」に、森林組合員である場合を対象外として追加すべき。	
5	<b>【市町村】</b> 届出により開発目的の土地取引を確認したときは、水源地保全の観点から、土地取引に先行して県が当該地の買収や土地取引を制限するなどの対策は検討できないか。 本条例の届出に関連して県による買収や取引の制限ができると、条例の実効性向上が図られる。	財産権等との関係上、本条例(案)以上の規制を設けることは難しいと考える。

No	意見	県の考え
6	<p><b>【委員】</b> 届出内容については、使用目的を明確にした上で検討すべき。</p>	<p>届出内容については、届出者の負担を考慮し、助言や周辺環境への影響把握等のための必要な情報を得る目的で必要最低限のものとして、契約の当事者の氏名や住所、電話番号、土地の利用目的、土地の権利の種別等の情報とする方向で検討する。</p>

(4) 助言・勧告（第10条～第11条）

No	意見	県の考え
1	<p><b>【委員】</b> 県が土地所有者等に対して助言や勧告を行う場合の内容や基準は、今後検討していくのか。</p>	<p>今後、他道府県の取扱いなどを参考に、事務処理要領で明文化する方向で検討する。</p>

(5) その他

No	意見	県の考え
1	<p><b>【委員】</b> 課題として不適切な森林管理が挙げられているが、本条例の施行に当たり、森林環境税を活用することも視野に入れているのか。</p>	<p>県では、森林環境税を県民の意識醸成や森林整備、森林整備を担う人材の育成等に活用しており、本条例の施行経費に活用することは難しいと考える。</p>

## 福島県水源地域保全条例（案） 条文要旨

第1条 <b>目的</b>	水の供給源としての水源地域の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域における適正な土地利用を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、森林の有する水源涵養機能の維持及び健全な水循環の維持に寄与すること	
第2条 <b>定義</b>	水源地域	森林及びその周辺の区域等であって、特に適正な土地利用を図る必要があるとして、知事が指定した区域
	水循環	水循環基本法第2条第1項に規定する水循環
	健全な水循環	水循環基本法第2条第2項に規定する健全な水循環
	土地所有者等	水源地域内の土地について次の権利を有する者 ① 所有権 ② 地上権 ③ 地役権 ④ 賃借権 ⑤ 使用貸借による権利
第3条～第5条 <b>責務</b>	県	水源地域の保全に関する施策を総合的に推進する
	県民	県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める
	土地所有者等	県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める
第6条 <b>市町村連携</b>	県は、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に連携協力するとともに、市町村に必要な協力を求める	
第7条 <b>水源地域指定</b>	知事は、特に適正な土地利用を図る必要があると認める区域を「水源地域」として指定することができる	
第8条 <b>届出</b>	土地所有者等は、水源地域内において土地売買等の契約を締結しようとするときは、契約を締結しようとする日の6週間前までに、知事に届け出なければならない	
	対象外	① 土地の面積が0.5ha未満の契約 ② 契約の当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、森林整備法人、道路公社、土地開発公社、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、農地中間管理機構又は東日本高速道路株式会社である場合 ③ 非常災害のために必要な応急措置として行われる契約 ④ 農地法第3条第1項若しくは第5条第1項の許可を要する契約又は同各項各号のいずれかに該当する契約

第9条～第12条  <b>立入調査等</b>	報告徴収	知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、土地所有者等に、必要な報告又は資料の提出を求めることができる
	立入調査	知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、水源地域内の土地又は建物に立ち入り、必要な調査を行うことができる
	助言	知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、土地所有者等に、その土地の利用の方法等に関し必要な助言を行うことができる
	勧告	知事は、土地所有者等が虚偽の届出や立入調査を拒む行為等を行ったと認めるときは、その者に、必要な措置を行うよう勧告することができる
	命令	知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うよう命令することができる
	公表	知事は、命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる
第13条 <b>市町村条例</b>	市町村が定める水源地域を保全するための条例の規定が、この条例の趣旨に即したものと認めるときは、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては適用しない	
第14条、第15条 <b>罰則等</b>	命令に違反した者は、公表を経て、5万円以下の過料に処する	
第16条 <b>規則委任</b>	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める	
附則  <b>施行日等</b>	施行日	① 第1条～第7条、第16条 公布の日 ② 第8条～第15条 令和 年 月 日
	経過措置	第8条の規定は、施行の日から起算して6週間を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する

## 福島県水源地域保全条例（案） 条文

### （目的）

第一条 この条例は、水の供給源としての水源地域の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域における適正な土地利用を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、森林の有する水源涵養機能の維持及び健全な水循環の維持に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において「水源地域」とは、森林の存する区域及びその周辺の区域等であって、水源の保全のために特に適正な土地利用を図る必要があるとして、第七条第一項の規定により知事が指定した区域をいう。

2 この条例において「水循環」とは、水循環基本法（平成二十六年法律第十六号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する水循環をいう。

3 この条例において「健全な水循環」とは、法第二条第二項に規定する健全な水循環をいう。

4 この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地の所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「所有権等」という。）を有する者をいう。

### （県の責務）

第三条 県は、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進するものとする。

### （県民の責務）

第四条 県民は、水源地域の保全に対する理解を深め、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （土地所有者等の責務）

第五条 土地所有者等は、水源地域が水の供給源としての機能を有することを深く認識し、水源地域内の土地の利用に当たっては、水源地域の保全について十分配慮するとともに、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （市町村との連携協力）

第六条 県は、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に対して連携協力するとともに、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市町村に対して必要な協力を求めるものとする。

### （水源地域の指定）

第七条 知事は、水源の保全のために特に適正な土地利用を図る必要があると認める区域を、水源地域として指定することができる。

2 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 4 前項の規定による公告があったときは、当該区域の土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 5 知事は、水源地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町村長に通知するものとする。
- 6 水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 7 第二項から前項までの規定は、水源地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(土地の所有権等の移転等の届出)

第八条 土地所有者等は、水源地域内の土地の所有権等を移転又は設定する契約（以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の六週間前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
  - 三 土地売買等の契約に係る土地の権利の種別及び内容
  - 四 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
  - 五 土地売買等の契約による土地の所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的
  - 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
    - 一 土地売買等の契約に係る土地の面積が〇．五ヘクタール未満である場合
    - 二 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合
    - 三 非常災害のために必要な応急措置として土地売買等の契約を締結しようとする場合
    - 四 前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合
  - 3 前条第一項の規定による水源地域の指定及び同条第七項に規定する当該区域の変更の日から起算して六週間を経過する日までの間に当該指定及び区域の変更に係る水源地域（当該区域の変更にあつては、当該区域の変更により新たに水源地域となった区域。）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日の六週間前までに」とあるのは、「前条第一項の規定による指定後速やかに」とする。
  - 4 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
  - 5 知事は、第一項（第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十一条第一項第一号において同じ。）又は第四項の規定による届出を受けたときは、その内容を関係市町村長に通知するものとする。

(報告の徴収及び立入調査等)

- 第九条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、土地所有者等に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員その他知事が指定する者に、水源地域内の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。
  - 3 前項の規定により立入調査及び質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
  - 4 第二項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言)

第十条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、土地所有者等に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言を行うことができる。

2 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の規定による助言を行うに当たり、水源地域内の土地の利用の方法その他の事項に関し、関係市町村長に水源地域の保全の見地からの意見を求めることができる。

3 第一項の規定による助言を受けた土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転等を受けようとする者に当該助言の内容を伝達しなければならない。

(勧告及び命令)

第十一条 知事は、土地所有者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 第八条第一項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

第十二条 知事は、前条第二項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村の条例との関係)

第十三条 市町村が定める水源地域を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(罰則)

第十四条 第十一条第二項の規定による命令に違反した者は、第十二条第一項に規定する公表を経て、五万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第十五条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の過料を科する。

(規則への委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条から第十五条までの規定は、令和 年 月 日から施行する。

2 第八条の規定は、同条の規定の施行の日から起算して六週間を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。

## 福島県水源地域保全条例（案） スケジュール（予定）

- 令和 7 年 8 月 6 日 福島県総合計画審議会  
（土地水対策部会の審議内容報告）
  - 9 月 県議会に条例案提出
  - 10 月中旬 条例公布、制度周知開始
  - 11 月 水源地域（案）市町村へ意見照会・縦覧
  - 12 月 水源地域指定、市町村向け説明会
- 令和 8 年 2 月 1 日 届出・立入調査等制度施行

### 1 土地利用基本計画

#### 根拠法令 ○国土利用計画法第 9 条

(土地利用基本計画)

第九条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

- 一 都市地域
- 二 農業地域
- 三 森林地域
- 四 自然公園地域
- 五 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。(後略)

#### 策定主体 ○都道府県

#### 内 容 ○土地利用の総合的かつ基本的な方向付けを行うもの (国土交通省「…土地利用基本計画に係る運用指針」より)

具体的には…

構成	内容
計画書	①総合的・分野横断的な土地利用の基本方向
	②地域区分ごとの土地利用の基本方針
	③地域区分が重複するときの調整方針
計画図	④地域区分の指定状況を明らかにした図面

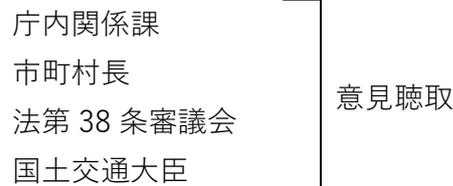
## 2 変更手続

**変更手続** ○地域区分ごとの土地利用計画の区域指定の変更をするに当たっては、まず土地利用の総合調整を行う土地利用基本計画の変更を行う。

具体的には…

### ①土地利用基本計画の変更

次の関係機関に意見聴取を行うことにより、総合調整（国・県・市町村間の調整及び県の部局横断的な調整）を図る。



（土地利用基本計画）

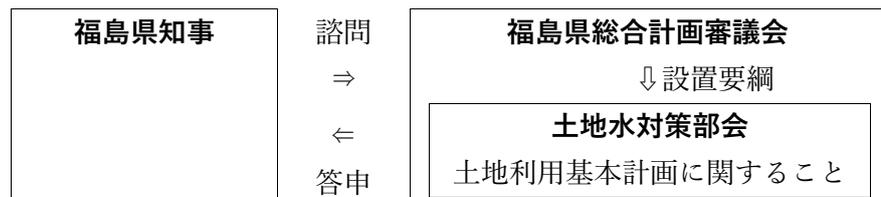
第九条 （中略）

10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かななければならない。（後略）

（審議会等）

第三十八条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する（中略）ため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（中略）を置く。（後略）

### 【参考：諮問・答申のイメージ図】



### ②地域区分ごとの土地利用計画の変更

### 3 本県の状況（福島県土地利用基本計画）

- 計 画 書**
- 策定は令和3年10月
  - 計画期間は令和4年～12年の9年間

- 計 画 図**
- オンラインシステムで管理（土地利用調整総合支援ネットワークシステム）

#### 【地域区分ごとの面積】

地域区分	面積 (ha)	割合 (%)
都市地域	342,023	24.8
農業地域	770,784	55.9
森林地域	990,925	71.9
自然公園地域	180,142	13.1
自然保全地域	4,892	0.4
(参考) 白地地域	4,095	0.3
(参考) 県土面積	1,378,441	100

- 地域区分ごとの土地利用計画を変更するに当たって、区域区分の重複状況が変更になる場合、随時変更を行う。

- 「森林地域の縮小」が多い

#### 【過去3年の変更状況】

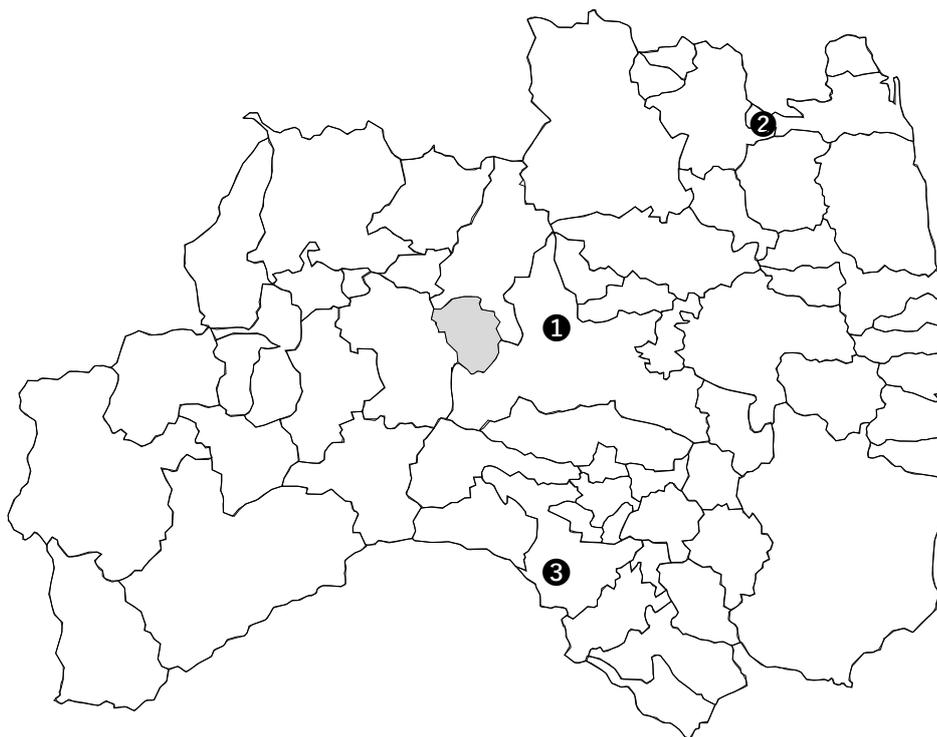
年度	地域区分	件数	面積(ha)	
			拡大	縮小
R4	農業地域	3		50
	森林地域	4		98
R5	森林地域	5		135
R6	森林地域	4		67
	自然公園地域	2	217	

### 1 概要

#### 変更一覧

整理 番号	市町村	地域区分	変更面積 (ha)	
			拡大	縮小
1	郡山市	森林地域		73
2	相馬市	森林地域		83
3	白河市	森林地域		25
	合計	森林地域		181

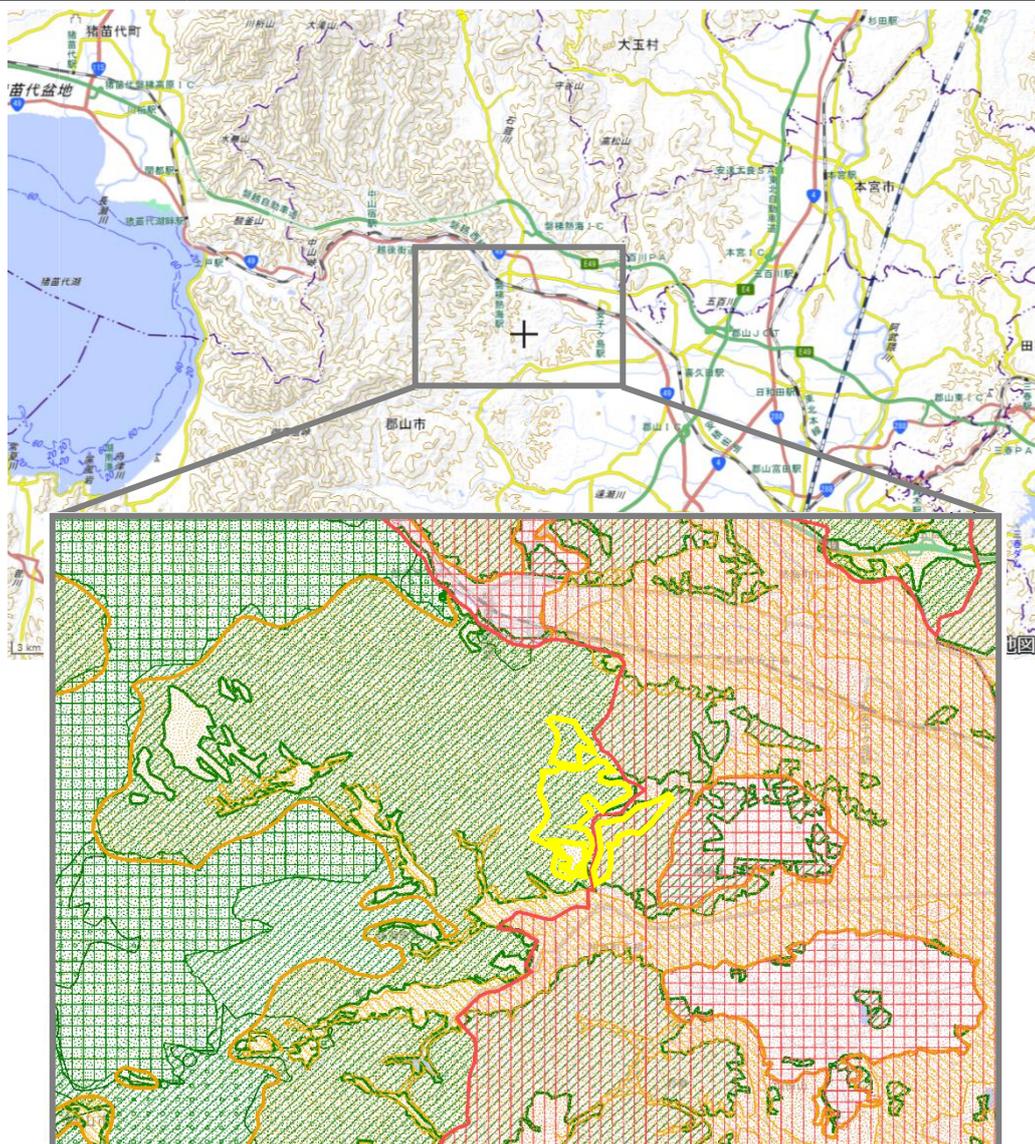
#### 変更位置図



## 2 区域別

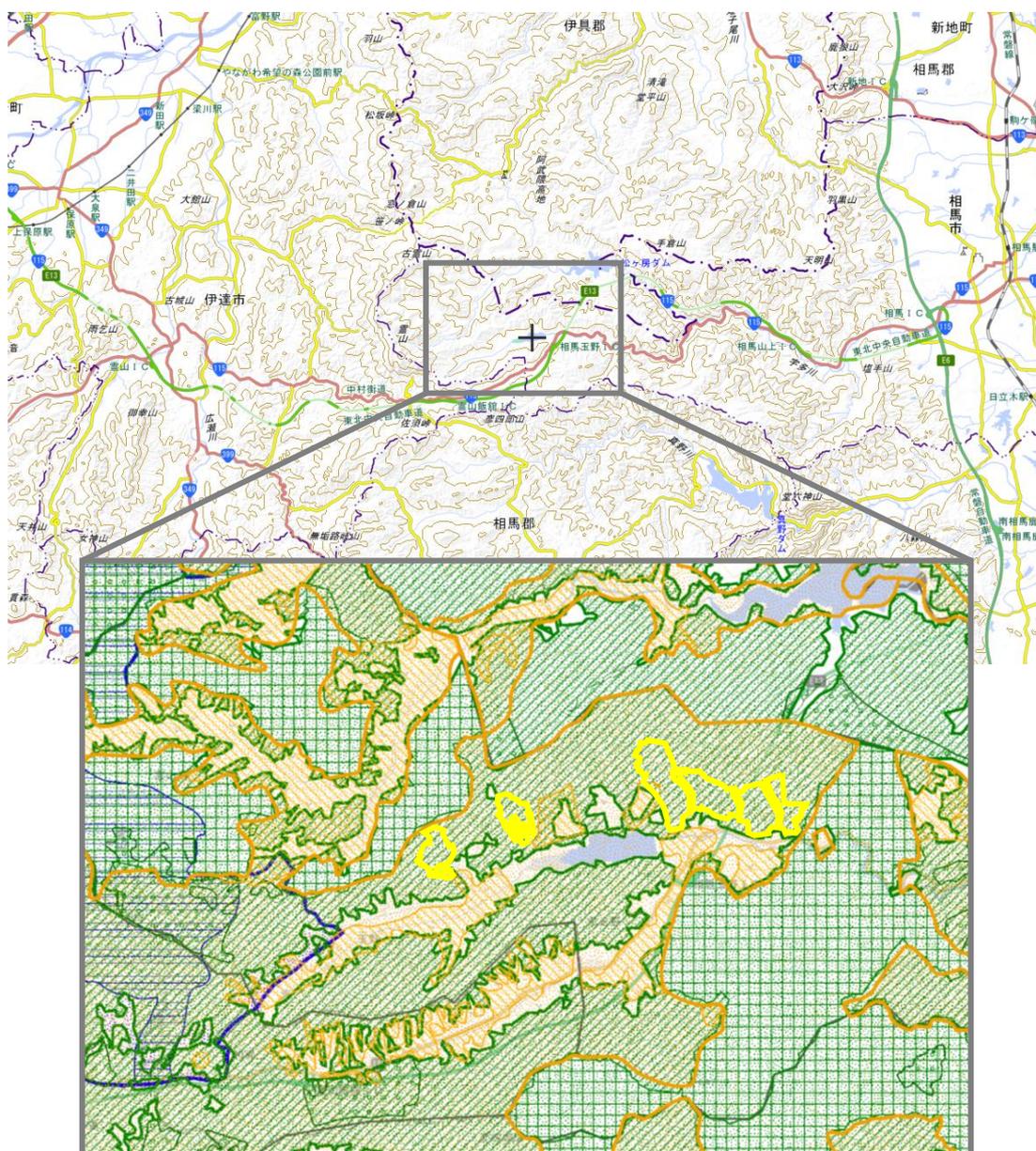
### 整理番号 1

場所	郡山市熱海町上伊豆島字大松 地内
現在の重複状況	[緑]森林地域 73.3ha [赤]都市地域 16.7ha [橙]農業地域 73.3ha
変更面積	[緑]森林地域 73.3ha 縮小（縮小区域は黄色枠内）
変更理由	他用途転用（太陽光発電施設）により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
個別法手続	福島県森林審議会森林保全部会（令和 3 年 6 月 17 日） 林地開発許可（令和 3 年 7 月 15 日） 開発完了（令和 6 年 9 月 6 日） 福島県森林審議会（令和 7 年 12 月 予定） 阿武隈川地域森林計画変更（令和 7 年 12 月 予定）



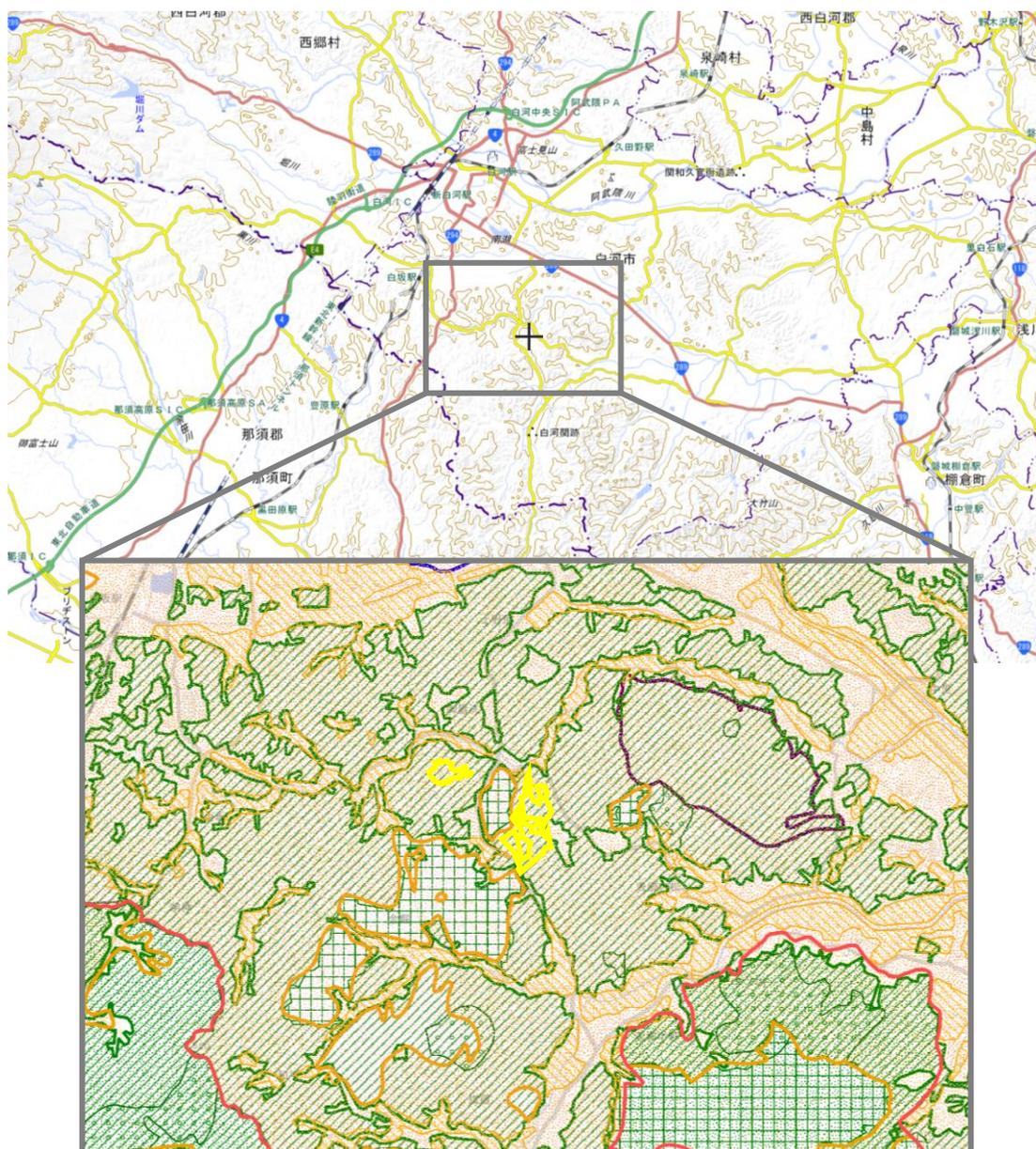
## 整理番号 2

場所	相馬市玉野字スゲカリ 地内
現在の重複状況	[緑]森林地域 82.5ha [橙]農業地域 82.5ha
変更面積	[緑]森林地域 82.5ha 縮小（縮小区域は黄色枠内）
変更理由	他用途転用（太陽光発電施設）により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
個別法手続	福島県森林審議会森林保全部会（令和 3 年 6 月 17 日） 林地開発許可（令和 3 年 7 月 15 日） 開発完了（令和 6 年 12 月 20 日） 福島県森林審議会（令和 7 年 12 月 予定） 磐城地域森林計画変更（令和 7 年 12 月 予定）



### 整理番号 3

場所	白河市表郷内松字清水久保 地内
現在の重複状況	[緑]森林地域 24.8ha [赤]都市地域 24.8ha [橙]農業地域 24.8ha
変更面積	[緑]森林地域 24.8ha 縮小（縮小区域は黄色枠内）
変更理由	他用途転用（太陽光発電施設）により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
個別法手続	福島県森林審議会森林保全部会（令和 4 年 8 月 4 日） 林地開発許可（令和 4 年 9 月 9 日） 開発完了（令和 7 年 2 月 20 日） 福島県森林審議会（令和 7 年 12 月予定） 阿武隈川地域森林計画変更（令和 7 年 12 月予定）



# 福島県土地利用基本計画（案） 変更手続の流れ 資料 7

- |                |                                                 |
|----------------|-------------------------------------------------|
| <b>令和7年 6月</b> | 庁内関係課（意見聴取）<br>郡山市、相馬市、白河市（意見聴取）<br>国土交通省（事前調整） |
| <b>8月</b>      | 土地水対策部会（意見聴取）<br>国土交通大臣（意見聴取）                   |
| <b>9月</b>      | 福島県土地利用基本計画の変更決定・公表                             |
| <b>12月</b>     | 地域森林計画の変更                                       |